

議案第 6 5 号

三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 9 月 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市選挙運動の公費負担に関する条例（平成 1 9 年三次市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に、「1 0 万 3, 5 0 0 円」を「1 0 万 5, 4 1 7 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。